

年末調整のご案内

令和6年分の年末調整について、ご案内いたします。

「年末調整」とは、給料から差し引いている所得税額と、今年(1月～12月)の収入総額や保険料控除などに応じた年間所得税額を比較して、過不足分を調整するものです。当社で年末調整をされる場合、必要書類のご提出をお願いいたします。

尚、以下に該当する方は当社での年末調整は対象外となりますので、予めご了承ください。

- 【対象外の方】・令和6年11月末日までに退職される方
・ダブルワークをされている方で、他社にて年末調整をする方
(収入が高い方で行います)

【提出期限】 令和6年11月22日(金)までに投函

※期限厳守、お早目の提出にご協力ください。

※提出書類および申告書に記載されている内容をもとに処理をいたしますので、

記載誤りや提出書類の漏れがないようご確認のうえ、期日内にご提出ください。

また、期限内にご提出が確認出来なかった場合は、ご自身で確定申告を行っていただく事となります。
ご了承くださいませよう願いたします。

必ず提出していただく書類

- ☐ 令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書
…扶養内で勤務している方もご提出ください。
- ☐ 令和6年分 保険料控除申告書
…該当しない場合も、氏名・住所のみ記入してご提出ください。
- ☐ 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 ～(省略)
…該当しない場合も、氏名・住所のみ記入してご提出ください。
国税庁から発行されている記載例を添付いたしますので、記入方法はそちらをご確認ください。

左記の書類は
3枚を綴じた状態で
お送りしております。
ホチキスは留めたまま
ご提出ください。

対象者のみ、添付していただく書類

※原本提出、コピー不可

- ☐ 令和6年1月以降に他社での収入がある方
または他社を退職されている方 … 令和6年分 源泉徴収票 (副職先または前職分)
※複数の勤務先があった場合、すべて添付が必要です。
- ☐ 生命保険・地震保険に加入されている方 … 保険料控除証明書
- ☐ 国民年金保険に加入されている方 … 社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
- ☐ 国民健康保険に加入されている方 … ※証明書類は届きません。
「保険料控除申告書」に本年中に納付した金額を記入してください。
または、納付時の領収書を添付してください。
- ☐ 住宅借入金等特別控除を受けられる方
(2年目以降の方が対象となり、初年度は対象外です) … 給与所得者の住宅借入金特別控除申告書
… 住宅ローン残高証明書
- ☐ 配偶者控除、配偶者特別控除を受ける方
(ご自身が扶養内で勤務されている方は不要です) … 令和6年分 給与所得者の配偶者控除等申告書

【年末調整に関するよくあるご質問】を裏面に掲載しておりますのでお読みください。



【年末調整に関するよくあるご質問】

Q1 書類の記入方法がわからないのですが、どうしたらいいですか。

国税庁のサイト「年末調整がよくわかるページ」を参考にしてください。
記入方法に関するお問い合わせについては、各都道府県管轄の税務署に「相談窓口」がありますので、お問い合わせください。

Q2 ひとり親のチェックや家族情報の申告内容に漏れがあった場合、どうなりますか。

申告書の記載内容に不足があると登録ができず、年末調整に反映できません。後日正しい内容の令和6年分給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を再提出いただき、申告不足分につきましては、確定申告をお願いします。
(※健康保険の扶養手続きをしていますが、申告書に記載がない場合は申告なしとして計算されますのでご注意ください。)

Q3 提出期限までに、書類がすべて揃わないのですが、どうしたらいいですか。

提出期限に間に合わない書類については、お手元に保管いただき、年末調整後に弊社から発行する源泉徴収票と共に、ご自身で確定申告を行ってください。
提出期限後に、保険料控除証明書など追加書類が届いた場合も同様です。

Q4 前職の源泉徴収票が手元にない場合、どうしたらいいですか。給与明細書でもいいですか。

前職の勤務先に再発行を依頼してください。給与明細書ではお受けすることが出来ません。

Q5 現在、ダブルワークをしています、年末調整はしてもらえますか。

セントスタッフが本業の方は、年末調整をします。
副業分の所得については、年末調整後に弊社から発行する源泉徴収票と共に、ご自身で確定申告を行ってください。

Q6 入社前にダブルワークをしていましたが、源泉徴収票を提出してよいですか。

弊社の勤務期間と重複していない期間については、ダブルワークをしていた期間の本業分の所得のみ、年末調整で処理ができます。副業分の所得および、弊社の勤務期間と重複している期間については、年末調整後に弊社から発行する源泉徴収票と共に、ご自身で確定申告を行ってください。

Q7 確定申告をする予定なので、書類は出さなくてもいいですか。

セントスタッフが本業の方は、給与所得者の扶養控除等(異動)申告書を必ずご提出ください。来年以降の給与控除の所得税設定に影響しますので、ご提出をお願いします。(提出いただけない場合、所得税が高く設定される場合があります)

Q8 年末調整をすると必ず還付金を受け取れますか。

令和6年中の所得と対象となる控除に基づいた所得税から過不足金を算出します。場合により、還付ではなく徴収となることがあります。

Q9 主人の扶養内として勤務している場合、年末調整はしなくていいですか。

扶養内でご勤務いただいている方も年末調整の対象です。所得に応じた適正な所得税を計算し、過不足金の処理をいたします。

Q10 保険の契約者が家族名義や旧姓でも、申告できますか。

保険の契約者がご家族名義でも、お支払いしている方が申告できます。旧姓の証明書には、余白に新姓を記入してご提出ください。

Q11 自分の配偶者が扶養内で勤務しています。何か申告したほうがよいでしょうか。

配偶者の収入により、配偶者控除または配偶者特別控除を受けることができます。「令和6年分給与所得者の配偶者控除等申告書」を、追加でご提出ください。ご不明点やご質問についてはお近くの税務署へお問い合わせください。

■お問い合わせ先

年末調整についてのご質問は、管理部 経理・労務課(TEL:03-6803-5625)までご連絡ください。

また、派遣スタッフの皆様専用のWEBページにお問い合わせ用Googleフォームを設置しておりますのでぜひご活用ください。

